

朝霞市自殺対策計画（案）の概要について

平成28年の自殺対策基本法の改正により、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という基本理念のもと、地域レベルの実践的な取組への支援を強化することが求められ、地域における計画的な自殺対策の推進が法によって定められた。

本市では、令和元年8月に「朝霞市自殺予防対策庁内連絡会議」を設置し、本市の自殺対策について検討を開始した。また、地域自殺実態プロファイル等のデータを参考に、本市の自殺の実態を分析するとともに、本市の既存の事業について、以下の基本施策の5本柱の枠組みの中で、あらためて自殺予防という視点も取り入れた形で推進のため、具体的な取組として位置づけた。

更に、分析結果から、若年層対策、中高年層対策、ハイリスク者対策の3点を重点的な対応が必要な課題と位置づけ、計画の達成指標は令和6年までに平成27年の自殺死亡率14.9と比べて30%減となる10.4を目標値とし、誰もが自殺に追い込まれることのない、安全で安心して生きることができる社会の実現を目指す。

朝霞市の基本理念

誰もが支えあい つながりある朝霞を目指して

基本施策（5本柱）

地域におけるネットワークの強化

自殺対策を支える人材の育成

住民への周知・普及啓発

生きることの促進要因への支援

若年層への支援の強化

・地域におけるネットワークの強化

・様々な職種を対象とした研修
・住民を対象とした研修
・学校・社会教育に関わる人への研修

・リーフレットやポスター、啓発グッズ等の作成と活用
・市民向け講演会・イベント等の開催

・居場所づくり
・自殺リスクを抱える可能性がある方への支援
・自殺未遂者への支援

・児童・生徒や家族に対する相談体制の充実
・SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の教科

重点施策（若年層対策・中高年層対策・ハイリスク者対策）

誰もが支えあい つながりある朝霞を目指して

朝霞市

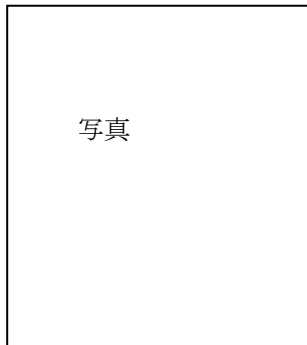
自殺対策計画

(案)

令和2年度～令和6年度
(2020～2024年度)

令和2年3月

朝霞市



はじめに

このたび、第5次朝霞市総合計画の将来像である

暮らしつづけたいまち「朝霞」をビジョンとし、基本概念（コンセプト）「つながりのある元気なまち」を踏まえ、市民一人一人が健康づくりの意識や関心を持ち、誰もが支えあい、自殺予防を進めていくため、朝霞市自殺対策計画を策定いたしました。

平成28（2016）年には「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策基本法が改正され、すべての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することになりました。埼玉県では、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し「埼玉県自殺対策計画」を策定しています。本市においても、「自殺対策基本法」や「埼玉県自殺対策計画」を踏まえ、「第5次朝霞市総合計画」とも整合性を図りながら、市町村計画として「朝霞市自殺対策計画」を策定し、市を挙げて自殺対策に取り組むこととしています。

自殺は、個人的な問題としてのみ捉えるべきものでなく、様々な社会的要因があることを踏まえ、総合的な支援を行う必要があると認識し、「朝霞市自殺予防対策庁内連絡会議」を設置しました。庁内関係部署と連携し、「生きることの包括的な支援」として関連施策を実施することとしております。

本市といたしましては、自殺予防の取り組みを関係機関の方々と、ともに推進していくことにより、市民の皆様が安心して過ごしていけるように、自殺対策を総合的かつ効果的に推進してまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたりご協力をいただきました健康づくり推進協議会の皆様をはじめ、関係者の皆様に心から感謝を申し上げますと共に、今後、この計画を推進していくために、関係者の皆様のご支援をお願いいたします。

令和2年3月

朝霞市長 富岡 勝則

目 次

はじめに

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の構成	2
第2章 朝霞市における自殺の現状と課題	3
1 統計データから見る朝霞市の現状	3
(1) 自殺者数の現状	3
(2) 自殺死亡者数の推移	3
2 対策が優先されるべき課題	4
第3章 自殺対策の推進に関する基本的な考え方	6
1 共通認識	6
2 基本的な考え方	7
3 基本理念等	7
第4章 自殺対策推進のための具体的な取組	8
1 施策体系	8
2 基本施策ごとの関連事業	8
(1) 地域におけるネットワークの強化	
(2) 自殺対策を支える人材の育成	
(3) 住民への周知・普及啓発	
(4) 生きることの促進要因への支援	
(5) 若年層への支援の強化	
3 重点施策ごとの関連事業	17

第5章 計画の達成指標	20
第6章 計画の推進体制	21
1 推進体制	21
2 計画の進行管理	21
3 計画の見直し	21

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

わが国の自殺対策は、平成18（2006）年に「自殺対策基本法」が制定されて以降、大きく前進しました。しかし、依然として自ら命を絶つという深刻な事態が続いています。自殺は、個人的な問題としてのみとらえるべきものではなく、その背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、総合的な対策を早急に確立すべきであるという認識のもと、国をあげて自殺対策を総合的に推進しました。

そうした中、平成28（2016）年、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策基本法が一部改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、誰もが自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、自殺対策計画を策定することとされました。

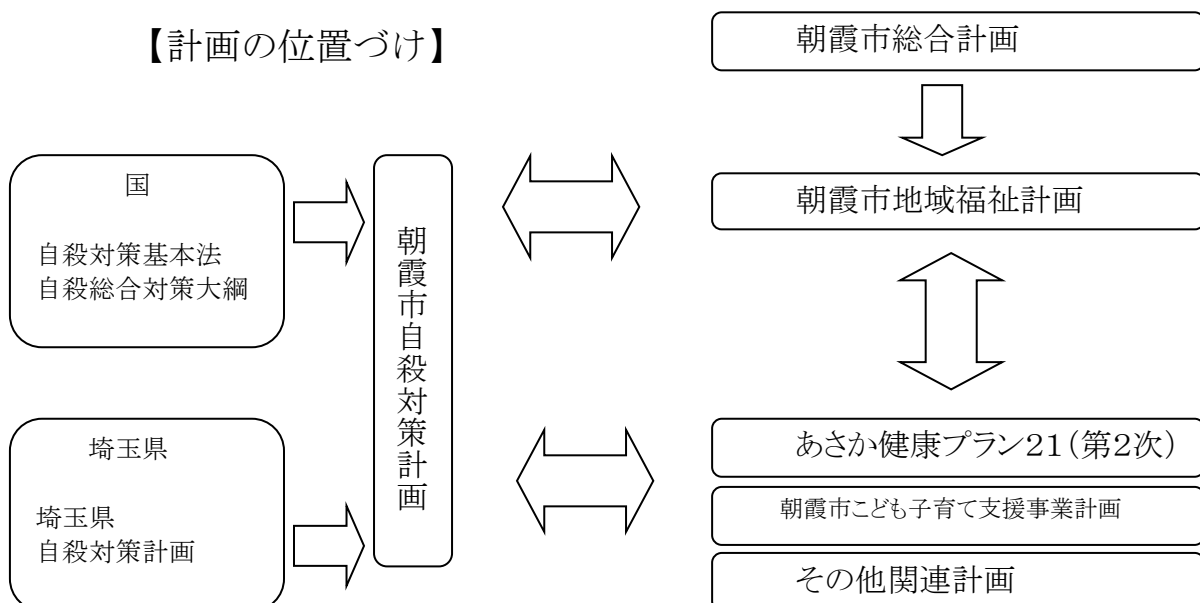
朝霞市（以下「本市」という。）では、市を挙げて自殺対策に取り組むため、令和元年8月に「朝霞市自殺予防対策庁内連絡会議」を設置、本市の自殺対策について検討を開始し、「朝霞市自殺対策計画」を策定することとしました。

2 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」であり、国の定める自殺総合対策大綱や「埼玉県自殺対策計画」等の趣旨を踏まえて策定するものです。

また、本市の最上位計画である「朝霞市総合計画」との整合性を図っていきます。

【計画の位置づけ】



(参考)

○自殺対策基本法

第13条2項 市町村は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえ、適宜見直しを行うこととします。

4 計画の構成

本計画では「重点施策」として、当計画の計画期間内に特に重点的に取り組むべき施策について、その取組を示しています。そして「基本施策」では、長期的あるいは継続的に実施していくべき施策について、各関係部署を含め関連する様々な分野における取組を示しています。

第2章 朝霞市における自殺の現状と課題

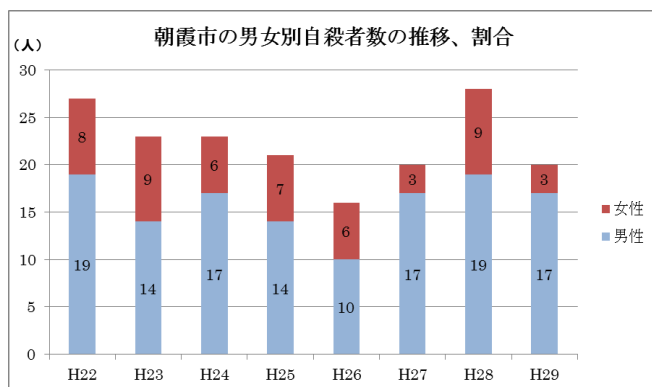
1 統計データから見る朝霞市の自殺の現状

(1) 自殺者数の現状

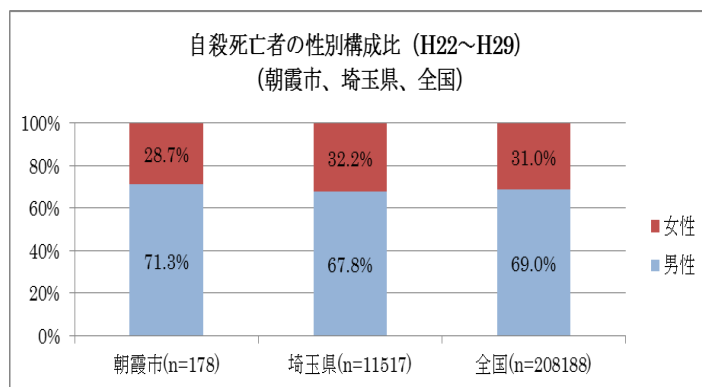
本市の年間自殺者数は、平成22年以降減少していたが、平成27年以降増加し、平成28年がピークで28人となっており、平成29年は20人とやや減少傾向にあります。

性別でみると6割～7割が男性となっており、国・県の割合と比較して多い状況にあります。

年代別でみると、男性では30～40代が多く、女性では40代、70代で多い状況となっています。



【(出典)厚生労働省自殺対策推進室 特別集計】

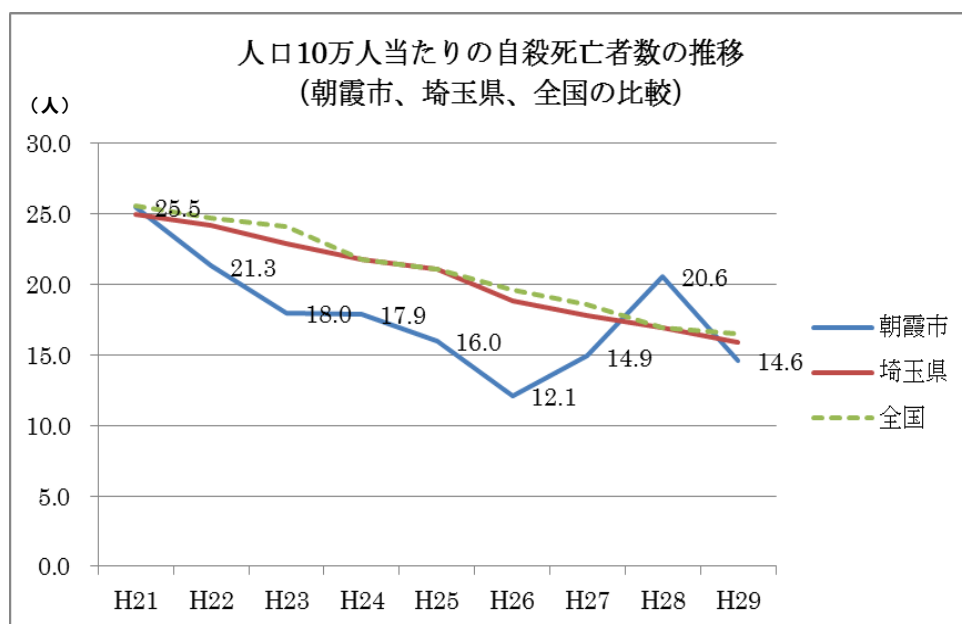


【(出典)厚生労働省自殺対策推進室 特別集計】

(2) 自殺死亡率の推移

本市の自殺死亡率をみると、平成26年までは減少傾向であり、国・県と比較しても低い状況にありました。平成27年から平成28年にかけて増加している状況にあります。

平成28年度について、他市町村の推移と比較し分析したところ、増加の要因として社会的な背景によるものとは考えにくいと思われる。また、年代では、20代男性、60代男性に多い傾向をみることができた。今後も分析を進める必要があると思われる。



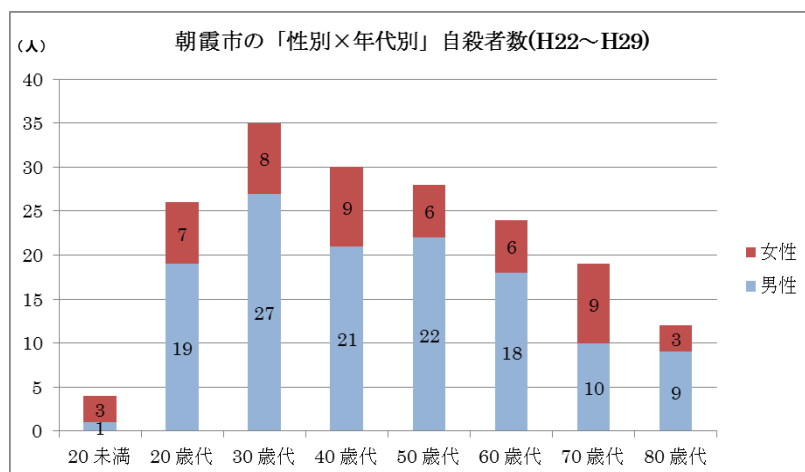
【(出典)厚生労働省自殺対策推進室 特別集計】

2 対策が優先されるべき課題

課題①:若年層対策

若年層にあたる思春期・青年期は、子供から大人へと成長していく時期であり、様々な悩みも生じ、心も不安定になりがちです。思春期は、精神的な安定を損ないやすく、また、青年期に受けた心の傷は生涯にわたって影響することから、若年層の自殺対策は、大きな課題です。本市でも15歳から44歳までの死因順位は自殺によるものが一番多くなっており、年齢階級別の自殺者の割合を見ると、30歳代から40歳代が多くなっています。

このため、心の健康や自殺の問題について関心を持ち、正しい知識を身に付けるための啓発活動や、児童生徒への教育を推進するとともに、行政や学校等が実施する取組を促進する必要があります。

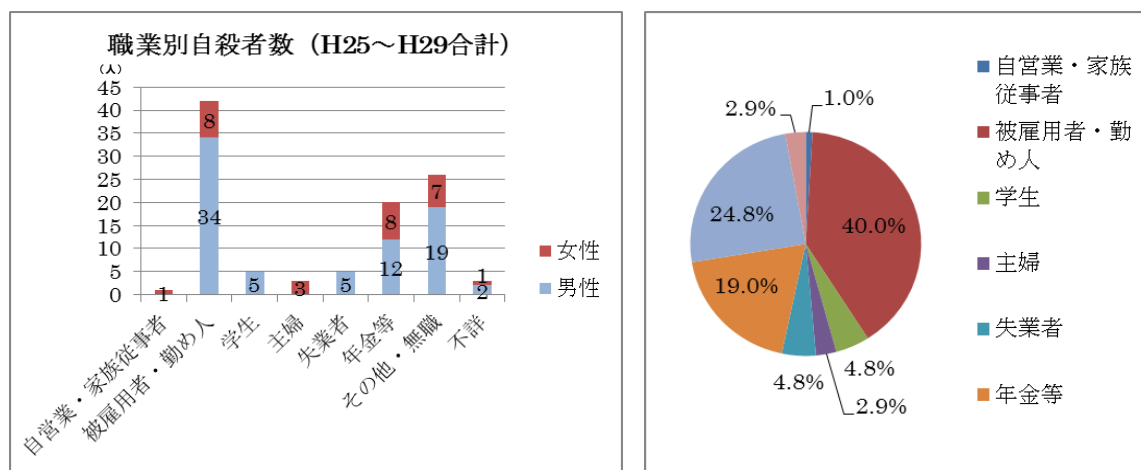


【(出典)厚生労働省自殺対策推進室 特別集計】

課題②:中高年層対策

若年層と高齢者層の間の年齢層(中高年層)は、家庭・職場の両方で重要な位置を占め、心理的・社会的にも負担を抱えることが多い世代です。特に、長時間労働や職場の人間関係等を原因とする不安やストレスを感じている労働者も多いとされています。

また、出産、子育て、更年期、家庭内不和などで生じる心の健康問題も課題となっています。このため、相談体制の充実や孤立化を防ぐ取組、心の健康を保つための取組などが必要となります。



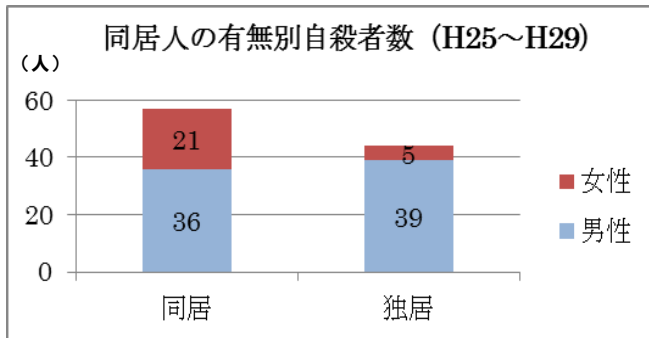
【(出典)厚生労働省自殺対策推進室 特別集計】

※職業別表は年齢、職業、同独居の不詳を含まない。
同独居、職の有無の表は年齢、同独居の不詳を含まない。

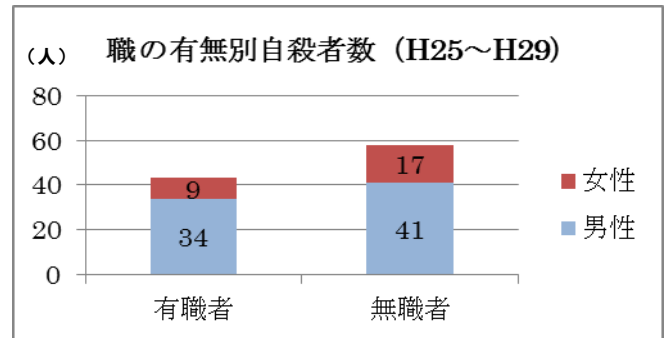
課題③：ハイリスク者対策

自殺未遂者が再度の自殺を企図する可能性は高く、また、自殺者のうち自殺企図の時点で無職であった割合は全体の半数を超えています。

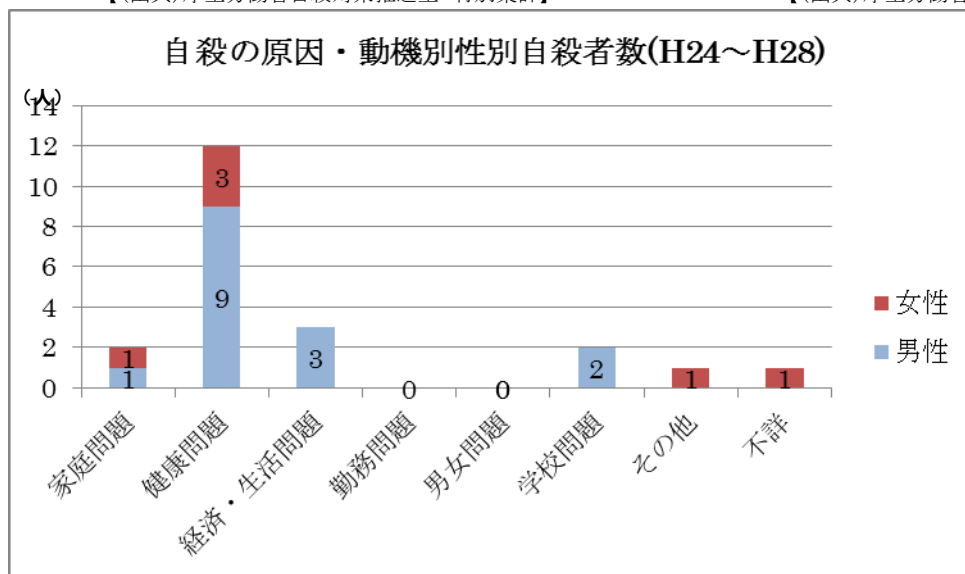
また、原因・動機別では、健康問題が6割弱となっており、次いで、経済・生活問題となっています。自殺の危険性が高まっている人を早期に発見し、関係機関等と連携しながら、相談支援体制を整備するなどの取組が必要となります。



【(出典)厚生労働省自殺対策推進室 特別集計】



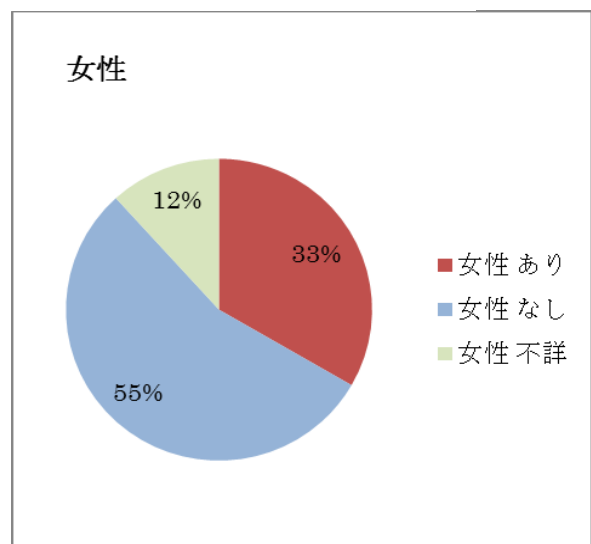
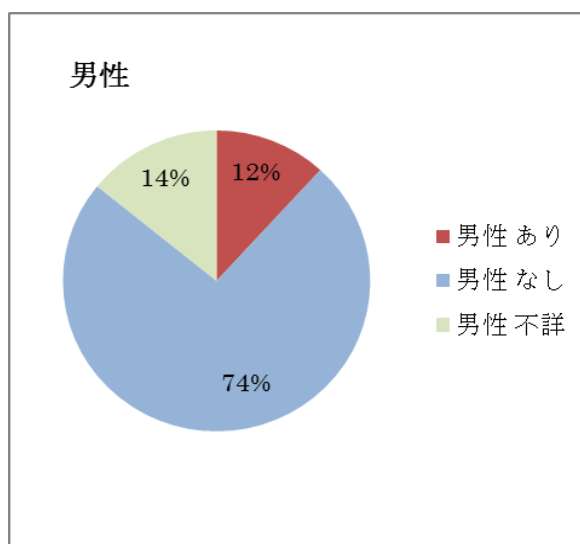
【(出典)厚生労働省自殺対策推進室 特別集計】



【(出典)地域における自殺の基礎資料】

※自殺の原因・動機に係る集計については、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を3つまで計上。
原因・動機特定者の原因・動機別の和と原因・動機特定者数とは一致しない。

自殺者のうち自殺未遂歴があった人の割合(H22～H29)



【(出典)厚生労働省自殺対策推進室 特別集計】

第3章 自殺対策の推進に関する基本的な考え方

1 共通認識

自殺対策がその効果を発揮して『誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指す』ために、自殺の現状の把握だけではなく、次に掲げた、共通認識、基本的な考え方を踏まえて取り組むことが重要です。

(1) 自殺は誰にも起こりうる身近な問題である

多くの人は、自分は自殺と関係がないと考えがちですが、実際は自分や家族、友人など周りの人が当事者になる可能性があります。自殺対策を進める上で、一人ひとりが、自殺は誰にも起こりうる身近な問題であることを認識する必要があります。

(2) 自殺はその多くが追い込まれた末の死である

自殺は、病気の悩み等の健康問題のほか、倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題、介護・看病疲れ等の家庭問題等、様々な要因が複雑に関係しています。自殺は個人の自由な意志や選択の結果ではなく、その多くが様々な悩みにより心理的に「追い込まれた末の死」であるということを認識する必要があります。

(3) 自殺はその多くが防ぐことができる社会的な問題

世界保健機関(WHO)が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」として明言しているように、自殺は社会の努力で避けることのできる死であるということが、世界の共通認識となっています。心理的な悩みを引き起こす様々な要因に対する社会の適切な介入により、また、自殺に至る前のうつ病等の精神疾患に対する適切な治療により、多くの自殺は防ぐことができるということを、認識する必要があります。

(4) 自殺を考えている人は何らかのサイン(予兆)を発していることが多い

死にたいと考えている人は、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠、原因不明の体調不良、自殺をほのめかす言動等、自殺の危険を示すサイン(予兆)を発している場合が多いとされています。自殺を図った人の家族や職場の同僚など身近な人でも、自殺のサインに気づき難い場合もありますので、身近な人以外の人が自殺のサインに気づき自殺予防につなげていく必要があります。

2 基本的な考え方

本市における自殺の現状及び共通認識、取組ごとの役割を踏まえ、次の考え方に基づき自殺対策に取り組みます。

(1) 生きることの包括的な支援として推進します

自殺の背景・原因となる要因には様々なものがありますが、その多くは相談・支援体制の整備という社会的な取組により避けることができるというのが、共通認識となっています。自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題として、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として実施していくことが必要です。

(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組みます

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題等、様々な要因とその人の性格的傾向、家族の状況、死生感などが複雑に関係しています。自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。

自殺の要因となり得る生活困窮、ひきこもり、いじめの問題や生活困窮者対策など自殺対策と関わりのある取組に参画している関係機関などと連携・協働し、自殺に追い込まれる危険の高い人や自殺に追い込まれようとしている人を支援するためのネットワークづくりを行います。

(3) 本市の状況を踏まえて自殺対策に取り組みます

本市の自殺者数は平成22年から平成26年までは減少したものの、30歳代～50歳代では、自殺者数が高水準で推移しており、さらに、15歳から44歳までの死因としては自殺が一番多い結果になっています。

こうした状況を情報収集し、自殺の状況や課題を踏まえた自殺対策を進めます。

3 基本理念等

自殺対策の推進に関する基本的な考え方を踏まえ、自殺対策を推進していきます。

また、誰もが当事者となり得る自殺問題に、一人ひとりの生きる力を包括的に支援することにより適切に対処していくとともに、市民一人ひとりの理解と協力によりの確に支えていくことを目指すこととし、次の基本理念を設定します。

【基本理念】

『誰もが支えあい つながりある朝霞を目指して』

【相談窓口の周知活動のキャッチフレーズ】

『待っています あなたの声を』

第4章 自殺対策推進のための具体的な取組

1 施策体系

自殺対策の推進に関する基本的な考え方を踏まえ、5つの基本施策と3つの重点施策を推進していきます。

2 基本施策ごとの関連事業

(1) 地域におけるネットワークの強化

	事業内容	事業概要	担当部署
1	こころの健康相談	精神的・不健康の増加に対してライフサイクルに応じた心の健康づくりの推進を図るため、専門スタッフによる相談を実施。	健康づくり課
2	健康まつり	市民の健康に関する意識の高揚と啓発を図り、健康保持増進に対する生活習慣の確立を促す。	健康づくり課
3	妊娠届の受理 (子育て世代包括支援センター)	妊婦全員と保健師または助産師による面談を実施し、妊産婦を継続的に把握、支援するとともに、産後うつ予防の啓発等も行っている。	健康づくり課
4	新生児訪問	新生児の健やかな成長と保護者の育児支援を目的に、生後4か月までの子どもがいるすべての家庭に訪問を実施する。	健康づくり課
5	産後ケア事業	産後うつ病の予防や早期発見、育児不安等精神的な不安状態を早期に把握し、心身のケアや育児のサポート等きめ細やかな支援や休養の機会を提供する。	健康づくり課
6	乳幼児健診・相談事業	乳幼児の発育・発達の確認、疾病や異常の早期発見を行い、健康の保持増進を図るとともに、養育や栄養面等日常的な育児指導を行い、保護者が安心して育児できるよう支援する。	健康づくり課
7	母と子のつどい	高齢初妊産婦同士が交流し、地域のつながりを作ることで、母子の健全な育成を図る。	健康づくり課
8	すこやか相談	身体発育及び運動発達に心配のある乳幼児に対し、早期に適切な専門相談や指導の必要性の見立て及び医療へのつなぎを行い、乳幼児の健全育成を図る。	健康づくり課
9	自殺予防対策庁内連絡会議	自殺対策基本法の基本理念に基づき、総合的かつ効果的に自殺対策を推進するために設置し、自殺予防にかかわる関係機関相互の連携及び情報交換、情報収集を行う。	健康づくり課
10	健康・こころ・育児等に関する個別相談	面接、電話、訪問で保健師等の専門職がさまざまな相談に対応し、問題解決のための支援やSNS等を含めた各種相談窓口へのつなぎを行う。	健康づくり課

	事業内容	事業概要	担当部署
11	健康マイレージ事業	健康づくりの普及拡大を進めるため、埼玉県コバトン健康マイレージ事業にて、健康づくり活動への参加や継続を図るとともに、さまざまな事業への市民の参加を促す。	健康づくり課
12	健康あさか普及員活動	行政とともに健康づくり活動を推進する。	健康づくり課
13	生活困窮者自立支援相談	経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方の就労支援や自立に向けた支援を行う。	福祉相談課
14	障害福祉サービス利用の相談	障害者等の福祉サービス利用に関する相談に応じる。	障害福祉課
15	障害等に関する個別相談	障害者及びその家族からの相談に応じる。	障害福祉課
16	高齢者総合相談	高齢者の各種相談を受け、状況に応じて地域のネットワークへ繋げる。	長寿はつらつ課
17	地域包括支援センターの運営	総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援等を行う。	長寿はつらつ課
18	在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう医療と介護が連携してサービスを提供できる体制作りの実施。	長寿はつらつ課
19	生活支援体制整備事業	医療や介護のサービスに頼らず、地域住民が主体となって助け合いや地域のつながりづくりを目的としている。また、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とする。	長寿はつらつ課
20	地域ケア会議	地域包括支援センターが作成する事例から、高齢者の具体的な情報を共有し、各アドバイザーからの助言をもらうことで、ケアマネジャーのアセスメント能力の向上を目的に開催する。また、多職種間のネットワークの構築、個別事例の積み上げから見えてくる地域課題の発見、新たな資源の開発、さらには政策形成を目的としている。	長寿はつらつ課
21	要保護児童対策地域協議会	地域の関係機関で構成し、子どもやその家庭に関する情報や支援方針を共有するとともに、適切な連携のもとで児童虐待等に対応する子どもを守る地域ネットワーク。	こども未来課

(2) 自殺対策を支える人材の育成

	事業内容	事業概要	担当部署
1	精神保健事例検討会	事例検討をととして、精神保健相談に対応できる相談技術の向上を図る。	健康づくり課

	事業内容	事業概要	担当部署
2	ゲートキーパー研修 (教職員向け)	教職員のメンタルヘルスを保つことで、子どものSOSをキャッチする意識を高め、子どもの自殺予防を図る。	健康づくり課 教育指導課
3	ゲートキーパー研修 (職員向け)	市職員等にメンタルヘルスに対する意識を高め、様々な事業を担う職員が、ゲートキーパーの役割を持ち、早期対応を図る。	健康づくり課 職員課
4	中高年の心の健康 づくりお届け講座	心身の健康に関する知識の普及啓発を図るための健康講座の実施。	健康づくり課
5	人権擁護に関する 事業	人権擁護委員とともに人権教室、人権の花運動や啓発物資の配布などを行い、人権の大切さを伝える。	人権庶務課
6	人権相談	毎月第1月曜日の午後に市役所内に特設相談所を設け、人権擁護委員が相談員となり家庭内のもめごとや近隣とのトラブルなど、人権に関する相談に応じる。また、人権擁護委員は小中学生を対象として電話や手紙による相談も行う。	人権庶務課
7	要保護児童対策 地域協議会(再掲)	地域の関係機関で構成し、子どもやその家庭に関する情報や支援方針を共有するとともに、適切な連携のもとで児童虐待等に対応する子どもを守る地域ネットワーク。	こども未来課

(3) 住民への周知・普及啓発

	事業内容	事業概要	担当部署
1	自殺統計の把握	自殺の実態把握を行い、適切な普及啓発に向け事業を実施。	健康づくり課
2	救急搬送データの 調査	自殺未遂者の実態把握を行い、適切な普及啓発に向けて事業を実施。	健康づくり課
3	自殺予防啓発キャン ペーン	鉄道会社や朝霞保健所、警察と連携し、3月の自殺予防月間に合わせて啓発物を配布、自殺予防に関するのぼり旗の設置などで啓発活動を実施。	健康づくり課
4	健康まつり(再掲)	市民の健康に関する意識の高揚と啓発を図り、健康保持増進に対する生活習慣の確立を促す。	健康づくり課
5	30代のヘルスチェッ ク	健康診査を実施し、心身の健康状態を把握することで、健康の保持増進を図る。	健康づくり課
6	中高年の心の健康 づくりお届け講座 (再掲)	心身の健康に関する知識の普及啓発を図るための健康講座の実施。	健康づくり課
7	妊娠届の受理 (子育て世代包括支 援センター)(再掲)	妊婦全員と保健師または助産師による面談を実施し、妊産婦を継続的に把握、支援するとともに、産後うつ予防の啓発等も行っている。	健康づくり課
8	マタニティ教室	親になる人を対象として、親になるための心得や出産育児等の講和、実習を通して知識を身につけるほか、友達作りや父親の育児参加を促す。	健康づくり課

	事業内容	事業概要	担当部署
9	産後ケア事業 (再掲)	産後うつ病の予防や早期発見、育児不安等精神的な不安状態を早期に把握し、心身のケアや育児のサポート等きめ細やかな支援や休養の機会を提供する。	健康づくり課
10	メンタルチェックシステム「こころの体温計」	スマートフォンやパソコンなどの身近なツールから幅広い世代が気軽に自身のメンタルチェックをすることができ、心の健康づくりのきっかけとして活用できる。	健康づくり課
11	高齢者総合相談 (再掲)	高齢者の各種相談を受け、状況に応じて地域のネットワークへ繋げる。	長寿はつらつ課
12	在宅医療・介護連携推進事業(再掲)	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう医療と介護が連携してサービスを提供できる体制づくりの実施。	長寿はつらつ課
13	生活支援体制整備事業(再掲)	医療や介護のサービスに頼らず、地域住民が主体となって助け合いや地域のつながりづくりを目的としている。また、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とする。	長寿はつらつ課
14	地域ケア会議 (再掲)	地域包括支援センターが作成する事例から、高齢者の具体的な情報を共有し、各アドバイザーからの助言をもらうことで、ケアマネジャーのアセスメント能力の向上を目的に開催する。また、多職種間のネットワークの構築、個別事例の積み上げから見えてくる地域課題の発見、新たな資源の開発、さらには政策形成を目的としている。	長寿はつらつ課
15	認知症総合支援	家族介護支援(家族介護教室、認知症高齢者見守り支援)などを行う。	長寿はつらつ課
16	児童相談事業	児童相談所をはじめ関係機関と連携を図るとともに、保護者の状況により、各種事業を活用し児童相談を実施する。	こども未来課

(4) 生きることの促進要因への支援

	事業内容	事業概要	担当部署
1	こころの健康相談 (再掲)	精神的・不健康の増加に対してライフサイクルに応じた心の健康づくりの推進を図るため、専門スタッフによる相談を実施。	健康づくり課
2	新生児訪問(再掲)	新生児の健やかな成長と保護者の育児支援を目的に、生後4か月までの子どもがいるすべての家庭に訪問を実施する。	健康づくり課
3	乳幼児健診・相談事業(再掲)	乳幼児の発育・発達の確認、疾病や異常の早期発見を行い、健康の保持増進を図るとともに、養育や栄養面等日常的な育児指導を行い、保護者が安心して育児できるよう支援する。	健康づくり課

	事業内容	事業概要	担当部署
4	すこやか相談 (再掲)	身体発育及び運動発達に心配のある乳幼児に対し、早期に適切な専門相談や指導の必要性の見立て及び医療へのつなぎを行い、乳幼児の健全育成を図る。	健康づくり課
5	自殺予防対策庁内 連絡会議(再掲)	自殺対策基本法の基本理念に基づき、総合的かつ効果的に自殺対策を推進するために設置し、自殺予防にかかわる関係機関相互の連携及び情報交換、情報収集を行う。	健康づくり課
6	メンタルチェックシステム「こころの体温計」(再掲)	スマートフォンやパソコンなどの身近なツールから幅広い世代が気軽に自身のメンタルチェックをすることができ、心の健康づくりのきっかけとして活用できる。	健康づくり課
7	健康・こころ・育児等 に関する個別相談 (再掲)	面接、電話、訪問で保健師等の専門職がさまざまな相談に対応し、問題解決のための支援やSNS等を含めた各種相談窓口へのつなぎを行う。	健康づくり課
8	発達に関する個別 相談	発達障害を含む発達につまずきのある子どもたちの早期発見、早期支援と途切れのない総合的な支援を図る。	健康づくり課
9	各種健(検)診事業	各種健(検)診により疾病の予防及び早期発見・早期治療を図るとともに、生活習慣を改善するための保健指導等も実施する。	健康づくり課
10	健康マイレージ事業 (再掲)	健康づくりの普及拡大を進めるため、埼玉県コバトン健康マイレージ事業にて、健康づくり活動への参加や継続を図るとともに、さまざまな事業への市民の参加を促す。	健康づくり課
11	健康あさか普及員 活動(再掲)	行政とともに健康づくり活動を推進する。	健康づくり課
12	DV相談事業	DV被害者の相談に寄り添い、保護、自立支援、情報提供等を行う。	人権庶務課
13	女性総合相談	女性総合相談員が毎週木曜日に、家庭内の諸問題等、女性が抱える悩み全般に対して助言や情報提供等を行う。	人権庶務課
14	人権擁護に関する 事業(再掲)	人権擁護委員とともに人権教室、人権の花運動や啓発物資の配布などを行い、人権の大切さを伝える。	人権庶務課
15	人権相談(再掲)	毎月第1月曜日の午後に市役所内に特設相談所を設け、人権擁護委員が相談員となり家庭内のもめごとや近隣とのトラブルなど、人権に関する相談に応じる。また、人権擁護委員は小中学生を対象として電話や手紙による相談も行う。	人権庶務課
16	納税相談	市税を納期限内に納税できない方への納付方法の相談。	収納課
17	消費生活相談	消費生活に係る相談、苦情に対して助言やあっせんを行い、消費者被害の未然防止及び被害救済に努める。	地域づくり支援課
18	法律相談	弁護士による無料法律相談を実施し、市民が生活上抱える法的な問題や悩みを解決する糸口とする。	地域づくり支援課

	事業内容	事業概要	担当部署
19	外国人生活相談	外国人総合相談センター埼玉やふじみ野国際交流センターの相談窓口を案内。	地域づくり支援課 (外国人総合相談センター埼玉)
20	労働・社会保険相談	勤労者の労働・雇用等に関する相談の実施により、問題解決の支援を行う。	産業振興課
21	内職相談	自宅でできる仕事をあつせんすることにより、その家庭の生活の安定を図る。	産業振興課
22	生活困窮者自立支援相談(再掲)	経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方の就労支援や自立に向けた支援を行う。	福祉相談課
23	福祉の総合相談	高齢者の困りごと相談をはじめ、生活困窮など福祉に関わる相談支援を行う。	福祉相談課
24	生活保護業務	ケースワーカーによる訪問や相談、新規相談等、被保護者や要保護者の状況把握に努め、必要な支援を行うため、各関係機関と連絡調整を図り、自立へ向けて助言や指導を行う。	生活援護課
25	精神保健福祉相談	心の悩みを持った方や、その家族に対し、生活全般に関することや受診についての相談に応じる。	障害福祉課
26	障害福祉サービス利用の相談(再掲)	障害者等の福祉サービス利用に関する相談に応じる。	障害福祉課
27	障害者手帳の交付	さまざまな福祉サービスを利用するために、必要になる障害者手帳を交付する。	障害福祉課
28	各種医療・手当	障害者等の経済的支援のための医療費や手当を給付する。	障害福祉課
29	障害等に関する個別相談	障害者及びその家族からの相談に応じる。	障害福祉課
30	介護予防普及啓発事業	「フレイル予防のためのいきいきトレーニング教室」を開催し、身体面だけではなく、精神的な落ち込みへの対策を含めた介護予防や高齢者の居場所づくり等を目的としている。	長寿はつらつ課
31	一般介護予防事業対象者把握事業	65歳以上の高齢者に、「閉じこもり」や「うつ」のリスク把握のための設問も入れた、実態把握のためのアンケート調査用紙を送付。また、未返信者への訪問調査や介護予防など、何らかの支援が必要な高齢者を把握し、必要な支援につなげることを目的としている。	長寿はつらつ課
32	高齢者総合相談(再掲)	高齢者の各種相談を受け、状況に応じて地域のネットワークへ繋げる。	長寿はつらつ課
33	認知症総合支援	家族介護支援(家族介護教室、認知症高齢者見守り支援)などを行う。	長寿はつらつ課
34	生きがい活動支援事業	高齢者の生活が健全で豊かなものとなるよう、高齢者団体等に補助金を交付する。	長寿はつらつ課

	事業内容	事業概要	担当部署
35	ひとり親家庭等への助成	ひとり親家庭等に、生活の安定と自立支援を図るため、所得に応じて児童扶養手当の支給及び医療費の一部を助成する。	こども未来課
36	児童相談事業(再掲)	児童相談所をはじめ関係機関と連携を図るとともに、保護者の状況により、各種事業を活用し児童相談を実施する。	こども未来課
37	家庭児童相談室	子ども、保護者、地域の方からの子育てなどに関する相談について、家庭児童相談員が相談に対応する。	こども未来課
38	子育て電話相談	夜泣きがひどい、おむつがとれないなど、子育てに悩みがある方に対し、電話による相談を実施。	保育課
39	保険税・料の軽減措置	保険税・料は、条例等に基づき一定の所得以下の世帯について軽減の他、非自発的離職者についての軽減措置などを行い、負担軽減を図っている。	長寿はつらつ課 保険年金課
40	市税等の減免・分納制度	市税等は、災害や病気、失業などにより生活が著しく困難となった方については、条例等に基づき減免を行っている。また事情により分納のご相談についても対応を行っている。	課税課 収納課 長寿はつらつ課 保険年金課
41	年金相談	社会保険労務士による相談を実施し、年金の受給や資格に関することな様々な相談に対応する。	保険年金課
42	生徒指導諸調査	児童生徒の問題行動等について、調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組をより一層充実させるとともに、実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止・早期発見・早期対応につなげていく。	教育指導課
43	生徒指導関係諸会議	生徒指導委員会及び小・中連携推進協議会を開催し、生徒指導に関しての情報共有をはじめとする連携を図ることで、生徒指導に関する実質的な課題の解決を図る。	教育指導課
44	いじめや不登校等に関する個別相談	いじめや不登校等をはじめとする児童生徒及びその保護者等の悩みについて、専門職員による個別の相談を実施する。	教育指導課

(5) 若年層への支援の強化

	事業内容	事業概要	担当部署
1	こころの健康相談(再掲)	精神的不健康の増加に対してライフサイクルに応じた心の健康づくりの推進を図るため、専門スタッフによる相談を実施。	健康づくり課
2	妊娠届の受理(子育て世代包括支援センター)(再掲)	妊婦全員と保健師または助産師による面談を実施し、妊産婦を継続的に把握、支援するとともに、産後うつ予防の啓発等も行っている。	健康づくり課

	事業内容	事業概要	担当部署
3	新生児訪問(再掲)	新生児の健やかな成長と保護者の育児支援を目的に、生後4か月までの子どもがいるすべての家庭に訪問を実施する。	健康づくり課
4	産後ケア事業(再掲)	産後うつ病の予防や早期発見、育児不安等精神的な不安状態を早期に把握し、心身のケアや育児のサポート等きめ細やかな支援や休養の機会を提供する。	健康づくり課
5	すこやか相談(再掲)	身体発育及び運動発達に心配のある乳幼児に対し、早期に適切な専門相談や指導の必要性の見立て及び医療へのつなぎを行い、乳幼児の健全育成を図る。	健康づくり課
6	自殺予防対策庁内連絡会議(再掲)	自殺対策基本法の基本理念に基づき、総合的かつ効果的に自殺対策を推進するために設置し、自殺予防にかかわる関係機関相互の連携及び情報交換、情報収集を行う。	健康づくり課
7	メンタルチェックシステム「こころの体温計」(再掲)	スマートフォンやパソコンなどの身近なツールから幅広い世代が気軽に自身のメンタルチェックをすることができ、心の健康づくりのきっかけとして活用できる。	健康づくり課
8	健康・こころ・育児等に関する個別相談(再掲)	面接、電話、訪問で保健師等の専門職がさまざまな相談に対応し、問題解決のための支援やSNS等を含めた各種相談窓口へのつなぎを行う。	健康づくり課
9	発達に関する個別相談(再掲)	発達障害を含む発達につまずきのある子どもたちの早期発見、早期支援と途切れのない総合的な支援を図る。	健康づくり課
10	DV相談事業(再掲)	DV被害者の相談に寄り添い、保護、自立支援、情報提供等を行う。	人権庶務課
11	デートDV防止啓発おとどけ講座	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)について中学生や高校生を含む若い世代を対象に、自分とパートナーを大切にする対等な関係や、その関係が壊れて生じるデートDVについて啓発する。	人権庶務課
12	女性総合相談(再掲)	女性総合相談員が毎週木曜日に、家庭内の諸問題等、女性が抱える悩み全般に対して助言や情報提供等を行う。	人権庶務課
13	消費生活相談(再掲)	消費生活に係る相談、苦情に対して助言やあつせんを行い、消費者被害の未然防止及び被害救済に努める。	地域づくり支援課
14	外国人生活相談(再掲)	外国人総合相談センター埼玉やふじみ野国際交流センターの相談窓口を案内。	地域づくり支援課 (外国人総合相談センター 埼玉)
15	労働・社会保険相談(再掲)	勤労者の労働・雇用等に関する相談の実施により、問題解決の支援を行う。	産業振興課

	事業内容	事業概要	担当部署
16	障害者手帳の交付 (再掲)	さまざまな福祉サービスを利用するために、必要になる障害者手帳を交付する。	障害福祉課
17	ひとり親家庭等への 助成(再掲)	ひとり親家庭等に、生活の安定と自立支援を図るため、所得に応じて児童扶養手当の支給及び医療費の一部を助成する。	こども未来課
18	児童相談事業(再掲)	児童相談所をはじめ関係機関と連携を図るとともに、保護者の状況により、各種事業を活用し児童相談を実施する。	こども未来課
19	子育て電話相談 (再掲)	夜泣きがひどい、おむつがとれないなど、子育てに悩みがある方に対し、電話による相談を実施。	保育課
20	生徒指導諸調査 (再掲)	児童生徒の問題行動等について、調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組をより一層充実させるとともに、実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止・早期発見・早期対応につなげていく。	教育指導課
21	生徒指導関係諸会議 (再掲)	生徒指導委員会及び小・中連携推進協議会を開催し、生徒指導に関しての情報共有をはじめとする連携を図ることで、生徒指導に関する実質的な課題の解決を図る。	教育指導課
22	いじめや不登校等に関する個別相談 (再掲)	いじめや不登校等をはじめとする児童生徒及びその保護者等の悩みについて、専門職員による個別の相談を実施する。	教育指導課

3 重点施策ごとの関連事業

(1) 若年者層対策

	事業内容	事業概要	担当部署
1	こころの健康相談(再掲)	精神的・不健康の増加に対してライフサイクルに応じた心の健康づくりの推進を図るため、専門スタッフによる相談を実施。	健康づくり課
2	妊娠届の受理(子育て世代包括支援センター)(再掲)	妊婦全員と保健師または助産師による面談を実施し、妊産婦を継続的に把握、支援するとともに、産後うつ予防の啓発等も行っている。	健康づくり課
3	産後ケア事業(再掲)	産後うつ病の予防や早期発見、育児不安等精神的な不安状態を早期に把握し、心身のケアや育児のサポート等きめ細やかな支援や休養の機会を提供する。	健康づくり課
4	自殺予防対策庁内連絡会議(再掲)	自殺対策基本法の基本理念に基づき、総合的かつ効果的に自殺対策を推進するために設置し、自殺予防にかかわる関係機関相互の連携及び情報交換、情報収集を行う。	健康づくり課
5	メンタルチェックシステム「こころの体温計」(再掲)	スマートフォンやパソコンなどの身近なツールから幅広い世代が気軽に自身のメンタルチェックをすることができ、心の健康づくりのきっかけとして活用できる。	健康づくり課
6	健康・こころ・育児等に関する個別相談(再掲)	面接、電話、訪問で保健師等の専門職がさまざまな相談に対応し、問題解決のための支援やSNS等を含めた各種相談窓口へのつなぎを行う。	健康づくり課
7	DV相談事業(再掲)	DV被害者の相談に寄り添い、保護、自立支援、情報提供等を行う。	人権庶務課
8	デートDV防止啓発おとどけ講座(再掲)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)について中学生や高校生を含む若い世代を対象に、自分とパートナーを大切にする対等な関係や、その関係が壊れて生じるデートDVについて啓発する。	人権庶務課
9	女性総合相談(再掲)	女性総合相談員が毎週木曜日に、家庭内の諸問題等、女性が抱える悩み全般に対して助言や情報提供等を行う。	人権庶務課
10	子どもの学習支援事業(再掲)	経済的な事情により学習が進んでいない中学生・高校生とその保護者を対象とし、学習教室を実施するほか、進学・子育てなどの相談や支援を行う。	福祉相談課
11	ひとり親家庭等への助成(再掲)	ひとり親家庭等に、生活の安定と自立支援を図るため、所得に応じて児童扶養手当の支給及び医療費の一部を助成する。	こども未来課
12	児童相談事業(再掲)	児童相談所をはじめ関係機関と連携を図るとともに、保護者の状況により、各種事業を活用し児童相談を実施する。	こども未来課

	事業内容	事業概要	担当部署
1 3	生徒指導諸調査 (再掲)	児童生徒の問題行動等について、調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組をより一層充実させるとともに、実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止・早期発見・早期対応につなげていく。	教育指導課
1 4	生徒指導関係諸会議 (再掲)	生徒指導委員会及び小・中連携推進協議会を開催し、生徒指導に関しての情報共有をはじめとする連携を図ることで、生徒指導に関する実質的な課題の解決を図る。	教育指導課
1 5	いじめや不登校等に関する個別相談 (再掲)	いじめや不登校等をはじめとする児童生徒及びその保護者等の悩みについて、専門職員による個別の相談を実施する。	教育指導課

(2) 中高年層対策

	事業内容	事業概要	担当部署
1	自殺予防啓発キャンペーン (再掲)	鉄道会社や朝霞保健所、警察と連携し、3月の自殺予防月間に合わせて啓発物を配布、自殺予防に関するのぼり旗の設置などで啓発活動を実施。	健康づくり課
2	メンタルチェックシステム「こころの体温計」 (再掲)	スマートフォンやパソコンなどの身近なツールから幅広い世代が気軽に自身のメンタルチェックをすることができ、心の健康づくりのきっかけとして活用できる。	健康づくり課
3	中高年の心の健康づくりお届け講座 (再掲)	心身の健康に関する知識の普及啓発を図るための健康講座の実施。	健康づくり課
4	消費生活相談	消費生活に係る相談、苦情に対して助言やあっせんを行い、消費者被害の未然防止及び被害救済に努める。	地域づくり支援課

(3) ハイリスク者対策

	事業内容	事業概要	担当部署
1	こころの健康相談 (再掲)	精神的不健康の増加に対してライフサイクルに応じた心の健康づくりの推進を図るため、専門スタッフによる相談を実施。	健康づくり課
2	精神保健事例検討会	事例検討をとおして、精神保健相談に対応できる相談技術の向上を図る。	健康づくり課
3	ゲートキーパー研修 (教職員向け)	教職員のメンタルヘルスを保つことで、子どものSOSをキャッチする意識を高め、子どもの自殺予防を図る。	健康づくり課 教育指導課
4	ゲートキーパー研修 (職員向け)	市職員等にメンタルヘルスに対する意識を高め、様々な事業を担う職員が、ゲートキーパーの役割を持ち、早期対応を図る。	健康づくり課 職員課

	事業内容	事業概要	担当部署
5	健康・こころ・育児等に関する個別相談（再掲）	面接、電話、訪問で保健師等の専門職がさまざまな相談に対応し、問題解決のための支援やSNS等を含めた各種相談窓口へのつなぎを行う。	健康づくり課
6	生活困窮者自立支援相談（再掲）	経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方の就労支援や自立に向けた支援を行う。	福祉相談課
7	生活保護業務（再掲）	ケースワーカーによる訪問や相談、新規相談等、被保護者や要保護者の状況把握に努め、必要な支援を行うため、各関係機関と連絡調整を図り、自立へ向けて助言や指導を行う。	生活援護課
8	精神保健福祉相談（再掲）	心の悩みを持った方や、その家族に対し、生活全般に関することや受診についての相談に応じる。	障害福祉課

第5章 計画の達成指標

自殺総合対策大綱における国の数値目標は、令和8年までに（令和7年の）自殺死亡률을平成27年の18.5と比べて30%以上減少させる(13.0以下にする)ことを目標としています。

そこで、朝霞市では計画期間内に達成すべき目標として、計画最終年である令和6年までに自殺死亡률을平成27年の14.9と比べて30%減となる自殺死亡률10.4を目標とし、将来にわたって誰も自殺に追い込まれることのない、安全で安心して生きることができる社会の実現を目指します。

自殺死亡률の目標値

平成27年	令和7年
14. 9	10. 4

第6章 計画の推進体制

1 推進体制

関係各課、各機関は、それぞれが特に対象としている者への適切な対策を講ずるとともに、相互に連携・協力して総合的な自殺対策の推進を図っていきます。

また、市の自殺の実情等についての情報収集や分析を行うほか、庁内連絡会議を通して、連携を強化し、事業の推進に努めるとともに、進行状況の確認、評価を行います。

2 計画の進行管理

PDCAサイクルを通じて、自殺対策の施策や取組の効果を検証し、検証の結果や国の動向を踏まえつつ、計画の実効性を高めるものとして必要に応じて取組等を改善することにより、継続的に自殺対策を展開していきます。

[PDCAサイクル]

自殺対策のPDCAサイクルを回すことを通じて、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という基本理念の実現に向けた取組を推進していきます。

- | | |
|----------|----------------|
| ・ PLAN | 埼玉県自殺対策計画の策定 |
| ・ DO | 計画に基づいた自殺対策の実施 |
| ・ CHECK | 成果の収集・分析 |
| ・ ACTION | 計画の改善を図る |

3 計画の見直し

計画は、令和2年度から令和6年度までの5か年計画です。なお、社会情勢や自殺をめぐる諸情勢の変化、自殺総合対策大綱に基づく施策の推進状況や目標の達成状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

朝霞市自殺対策計画

令和2年3月

〒351-0011

埼玉県朝霞市本町1丁目7番3号

電話 048-465-8611

FAX 048-466-7752

E-mail kenko_zukuri@city.asaka.lg.jp

朝霞市自殺対策計画（案）に関するパブリック・コメント（意見募集）結果

1. パブリック・コメント実施概要

1	内容	市の自殺対策の推進を図るために策定する朝霞市自殺対策計画について市民の皆さんからの意見を募集しました。
2	意見募集期間	令和元年12月10日（火）～令和2年1月10日（金）
3	意見提出対象者	市内に在住、在勤・通学されている方、この計画に利害関係を有する方
4	公表資料	朝霞市自殺対策計画（案）
5	提出意見数	2通（4件） 内訳／個人1 団体1 内訳／電子メール1通 ファックス1通 郵送0通

2. パブリック・コメント集計

番号	内容	意見概要	市の考え方	変更の有無
1	SNS 相談窓口の設置	子どもや若い世代ではSNSでのやり取りが日常化しており、電話や対面での相談は敷居が高いとおもわれます。 SNS は手軽に相談でき、悩みが深刻にならないうちに解決へ向かう事が出来るのではないのでしょうか？ 厚労省の窓口は全国対応の為、繋がりにくい状況にあり市独自でも設置してはどうかと思います。	重点施策（1）若年者層対策として、こころの健康相談等で相談を実施しております。SNS は手軽に利用していただける可能性が高いものの、相談内容によっては SNS では対応ができない事案もあることから、今後、市としての相談体制の在り方について、検討をまいります。また、現在実施されている厚生労働省の SNS 相談窓口等について情報提供をまいります。 計画書8ページ2（1）－10の事業概要について、追加修正を行いました。	有
2	無料、又は低額のカウンセリング	自殺を考える原因として、うつ等の精神的な疾患から就労が困難となり、経済的に苦しい状況になってしまう悪循環や社会からの孤立が考えられます。 負担なく、気持ちを受け止めてもらえる場所、人と繋がれる場所があれば心の回復にも役立つと思います。	重点施策（1）若年者層対策（2）中高年層対策として、こころの健康相談等で相談を実施しております。自殺を考える様々な原因があり、各種相談事業を通して、気持ちを受け止め支援をしていくこととしています。庁内の関係施策との連携を強化し、総合的に取り組むよう努めてまいります。	無

3	ゲートキーパー養成講座	自殺を防ぐには、身近な人が異変に気づき、声をかける事が大切なので、それを多くの方に知ってもらい、適切な声かけができるようになれば良いのではないかと思います。	重点施策（３）ハイリスク者対策として、教職員向け、職員向けの各ゲートキーパー研修を実施しておりますが、今後、自殺対策を住民にも身近なものとしていけるよう、精神保健に関する市民向けの講演や講座等の企画・実施も検討し、知識や情報の普及に努めてまいります。	無
4	高次脳機能障害のある方への支援	（３）住民への周知・普及啓発、（４）生きることの促進要因への支援に認知症総合支援は位置づけられておりますが、高次脳機能障害者への支援について言及がございません。 第５次朝霞市障害者プランでは「精神障害のある人（発達障害・高次脳障害を含む）への理解の促進」、「介護保険との連携」のところで、高次脳機能障害のある方への支援について記されておりますので、朝霞市自殺対策計画でも、高次脳機能障害について、支援していく施策を記してください。	（３）、（４）における取り組みでは、こころの健康相談や精神保健福祉相談、障害等に関する個別相談、福祉の総合相談などにおいて高次脳機能障害、若年認知症も含め、幅広く対応しております。今後についてもそれらの対象者が制度の狭間になり支援が途切れない支援体制や取り組みについて、今後引き続き検討を重ねてまいります。	無